

使用規約

発効日: これらの規約は、2022年11月15日付で適用されます。

一般規約

本一般規約は、オートデスクのお客様のアカウント及び当社の提供物に適用され、お客様と当社との拘束力を有する契約の一部となります。

1. 承諾

お客様がアカウント登録若しくはサブスクリプションプロセスの期間中に本一般規約を承諾した場合、又は当社の提供物にアクセス若しくはこれを利用した場合、お客様は、本一般規約その他の適用され得る規約を承諾し、かつ拘束力を有する本契約の当事者となることに同意したことを確認します。同意しない場合、お客様は当社の提供物にアクセス又はこれを利用する権利を得られません。

お客様は、（例えば、従業員若しくは契約社員として）勤務する企業その他の法人を代表して、又は企業若しくは法人が存在しない場合、個人としてお客様自身（いずれの場合も、以下「お客様」）のために、本規約に同意します。お客様は、当該事業体（該当する場合）及びお客様自身のために行動しかつこれらの者を拘束する権利及び権限（並びに法的行為能力、例えばお客様が十分な法定年齢であること）を有することを表明し、保証します。

その他の大文字で始まる用語は、下記の「定義」条項（第22条）をはじめとして、本規約で定義されます。

2. 返品、払い戻し

お客様によるサブスクリプションの購入又は更新後の一定の期間（以下「返却期間」）に限って、(i)お客様が本規約に定める条項のいずれかに反対する場合、(ii)お客様がサブスクリプションの購入若しくは自動更新に適用されるオートデスクの関連規約（該当する場合）に反対する場合、又は(iii)お客様が契約した提供物に（理由を問わず）満足できない場合、お客様は提供物を返品することができ、かつ払い戻しを受けることができます。

オートデスクに直接なされた注文については、下記に定める返却期間内にお客様が提供物の利用を中止し、これを返却した場合、オートデスクは、お客様のサブスクリプション料金の全額を返金します。再販売業者その他の第三者を通じてなされた注文については、当該第三者の定める返却及び払い戻しに関する規約をご確認ください。

タイプ	サブスクリプション期間	返却期間（購入日又は更新日から起算）
新たなサブスクリプション 既存のサブスクリプションの更新 既存のサブスクリプションへのユーザーの追加 サブスクリプションの請求日又は更新日の調整	月間より長期のサブスクリプション（例えば、年間）	30日間
	月間サブスクリプション	15日間

返品、払い戻しは、クラウドクレジットに関する注文、消費量に基づく料金、コンサルティング、アドバン スコンサルティング、会員資格、プラットフォーム サブスクリプション若しくは料金、域外適用権、及び法人契約を含む全ての注文に認められるわけではありません。詳細については、当社の **返却権ポリシー** (<https://knowledge.autodesk.com/customer-service/account-management/billing-orders/cancellation-refund-policy>) をご覧ください。

3. 追加規約、特別規約

お客様は、本規約を補完し又は改正する追加規約（例えば、法人用ビジネス契約）（以下「追加規約」）を1社または複数社のオートデスク事業体と直接締結することができます。さらに、提供物は、例えば利用タイプに関する特定の資格又は制限を含む、特別規約（以下「特別規約」）の対象となる場合があります。特別規約は、特定の提供物又は特定のユーザー層（例えば、学生）に適用される場合があります。特別規約は、**特別規約** (<https://www.autodesk.com/company/terms-of-use/jp/special-terms>) 又は提供物のドキュメントに定められます。

お客様は、契約、取得、アクセス、又は利用する提供物に関する特別規約（該当する場合）に同意します。お客様は、当該特別規約の全てに同意しない場合、提供物の契約、取得、アクセス、又は利用を行うことができません。本一般規約と追加規約又は特別規約の間で矛盾が生じた場合、追加規約又は特別規約が、その定めている主題に関して優先されます。追加規約と特別規約の間で矛盾が生じた場合、追加規約が、その定

めている主題に関して優先されます。提供物に関する取り決めは、本規約に対するお客様の明示的な同意が必要条件であり、追加的又は異なる規約は認められません。

4. アカウント

4.1 アカウントに関する責任

提供物の契約を行うため、お客様のアカウントが必要となる場合があります。お客様は、お客様又はお客様のアカウントを通じて提供物の取得、アクセス、又は利用を行う者（お客様の使用許諾対象ユーザーを含む）について責任を負います。これは（特に）、各使用許諾対象ユーザーがお客様自身と同様に、本規約を遵守（使用許諾対象ユーザーによるそのアカウントの使用を含む）することについてお客様が責任を負うことを意味します。場合によっては、お客様の使用許諾対象ユーザーは、提供物の取得、アクセス、又は利用を行うために、個別アカウントの設定、その他適用され得る規約への同意を求められる場合がありますが、当該要求は、お客様の使用許諾対象ユーザーに対する責任には影響を与えません。

お客様は、お客様のアカウントのセキュリティ及びお客様のアカウントに関連する全ての行為についても責任を負います。これは（特に）、お客様が、(i)お客様の使用許諾対象ユーザーに限りお客様のアカウントに関連する提供物を利用することを保証し、かつ(ii)ユーザーID又はパスワードを保護し、（許可されたアカウント管理者以外とは）これらを共有しないことを意味します。お客様がお客様のアカウントの不正使用を疑う場合には、[autodesk.com/trust/report-an-issue \(https://www.autodesk.com/trust/report-an-issue\)](https://www.autodesk.com/trust/report-an-issue) に連絡してください。

お客様は、お客様の全てのアカウント情報（お客様による提供物の登録に関連してお客様又はお客様の使用許諾対象ユーザーが提供した情報を含む）は、真実かつ完全であり、継続してそうあることを保証します。

4.2 アカウント特典

お客様のアカウントは、お客様がお客様のアカウント情報へのアクセス及び管理を行い、かつソフトウェア、Web サービス、その他の特典（無償の特典を含む）に対する権利を取得することができるよう設計されています。お客様のアカウントは、[accounts.autodesk.com \(https://accounts.autodesk.com/\)](https://accounts.autodesk.com/)のウェブサイト又はその他のオートデスクの後継サイト若しくは代替サイトを通じ、随時、どこからでもコンピュータ上でアクセス可能であるように設計されています。

お客様のアカウントの特長には、以下が含まれる場合があります。

- オートデスクのサイト及びサービスへのシングルサインイン
 - お客様のプロファイル、セキュリティ設定、リンクされたアカウント、及び環境設定の管理
 - お客様のサブスクリプションの管理
 - 提供物へのアクセス
 - ダウンロード及びトライアルへのアクセス
 - 技術サポート、学習資料、及びサブスクリプションニュースへのアクセス
 - お客様のサブスクリプション、クラウドクレジット、及び分析に関する使用情報
-

5. 成果物の所有権の帰属

お客様若しくはお客様の使用許諾対象ユーザーが作成し、かつ提供物に提出又はアップロードを行ったファイル、設計、モデル、データセット、画像、文書等の素材に対する所有権はお客様が保持します。

6. プライバシー

オートデスクは、お客様のプライバシーの保護、及びオートデスクがお客様の個人情報に関して何を行うかをお客様へ通知することを確約しています。オートデスクの **個人情報保護方針** (<https://www.autodesk.com/company/legal-notice-trademarks/privacy-statement-jp>) では、(i)オートデスクがお客様の又はお客様に関する個人情報をどのように収集、利用、保管、及び処理する場合があるか、及び(ii)お客様によるお客様の個人情報へのアクセス若しくは削除要請の方法、又は個人情報に関するお客様が持つその他の権利を定めています。お客様は、個人情報保護方針を読み、理解したことを認めます。

7. サブスクリプション

お客様のサブスクリプションには、ソフトウェア若しくはWeb サービス又はソフトウェア及びWeb サービス両者の組み合わせが含まれる場合があります。お客様のサブスクリプションには、追加特典も含まれる場合があります。

7.1 契約者特典

お客様は、オートデスクが通常、お客様と同一のサブスクリプション（レベル、地域、その他の属性を含む）を有するユーザーに商業的に提供する契約者特典を受ける資格を有します。契約者特典には、例えば、以下が含まれる場合があります。

- 技術サポート
- 海外持ち出し特典
- ホームユース特典
- 前バージョン使用特典
- フォーラム、学習イベント、ニュースレター、オンラインセミナー、ギャラリー、その他の教育リソース
- トライアルバージョン及びAPIへのアクセス
- アップデート、アップグレード、その他の追加的ソフトウェアに対する権利
- Web サービスに対する権利

通例、契約者特典に関する詳細な情報については、**サブスクリプション特典** (<https://www.autodesk.com/company/terms-of-use/jp/subscription-benefits>) をご覧ください。

7.2 提供物の契約

お客様が提供物を契約した場合、オートデスクは通常、お客様のアカウント、又は場合によってはオートデスクが許諾した第三者その他の手段を通じ、提供物へのアクセスをお客様に提供します。特定の提供物では、お客様は、当該提供物を設定しこれにアクセスするために、追加情報の提供を求められる場合があります、お客様は同情報を提供することに同意します。

7.3 サブスクリプション期間

お客様の提供物のサブスクリプションは、期間が限定された有期のものであり、当該期間の長さは、購入時に示され、お客様の購入確認書その他の提供物IDに反映されることになっています。期間が示されていない場合には、当社の <https://knowledge.autodesk.com/contact-support> (<https://knowledge.autodesk.com/contact-support>) へご連絡ください。その場合、当社はおお客様のサブスクリプション期間の長さを判断し、確定します。

7.4 サブスクリプションの更新

提供物に関するお客様のサブスクリプション期間の終了時に、お客様は、オートデスクが通常、同一の地域において契約者に当該提供物を商業的に提供する範囲で、かつこれと同一の条件で、お客様のサブスクリプションを更新することができます。特定のサブスクリプションは、自動更新のオプションが付く場合があります。お客様が当該自動更新の解除を希望する場合には、**サブスクリプションの自動更新の解除** (<https://knowledge.autodesk.com/customer-service/account-management/billing-orders/cancel-subscription/cancel-auto-renewal-accounts>) をご覧ください。

7.5 交換サブスクリプション

お客様のサブスクリプションが承継サブスクリプション又は代用サブスクリプションに変更される場合、新たなサブスクリプションは、交換サブスクリプションとみなされる場合があります。その場合には、**交換サブスクリプション規約** (<https://www.autodesk.com/company/legal-notice-trademarks/autodesk-terms-and-conditions-legacy>) の対象となります。

8. 範囲、従前の規約、保守規約

本規約は、以下には適用されません。(i)2018年5月18日より前に購入されたサブスクリプション（ただし、同日以降に更新された場合を除く）、又は(ii)オートデスクが、お客様に対し従前に永続的にライセンスを許諾したソフトウェアの保守を行うことに同意した規約。正確に言えば、それらのサブスクリプション及び保守の合意には、それらの既存の規約が引き続き適用され、当該既存の規約は、**従前のサブスクリプション規約、保守規約** (<https://www.autodesk.com/company/legal-notice-trademarks/autodesk-terms-and-conditions-legacy>) で閲覧できます。

9. ソフトウェア

お客様が引渡しを要するソフトウェアを注文した場合、又はソフトウェアを含む提供物（例えば、Web サービス提供物がクライアントソフトウェアを要求する場合）を注文した場合には、当該ソフトウェアは、オートデスクの裁量で、お客様のアカウントその他の電子的手段を通じダウンロード向けに提供されるか又はオートデスク若しくはオートデスクが許諾した第三者によりお客様へ引渡しが行われます。ソフトウェアの物理的媒体その他の有体物を用いた引渡しについては、追加料金が適用される場合があります。ソフトウェアの引渡しがどのように行われようと、オートデスクは、引渡し遅延又は誤配送を理由としてお客様その他の者が被った損失その他の責任について、これを負担する義務を負いません。

オートデスクがお客様に提供又は引き渡すソフトウェアで構成される提供物については、本規約及び全ての支払い義務の遵守を条件に、オートデスクは、お客様のサブスクリプション期間中、以下に該当する場合に限りソフトウェアのインストール及び使用（並びにお客様の使用許諾対象ユーザーによるソフトウェアのイ

インストール及び使用の許可)を行うことができる非排他的、サブライセンスの許諾不可、譲渡不可のライセンスをお客様に許諾します。(i)提供物に関するドキュメント及び適用される特別規約(該当する場合)に従った場合、かつ(ii)お客様のサブスクリプションの範囲内である場合(使用許可数、ライセンスタイプ、領土、並びに提供物契約時にお客様が選択したタイプ及びレベルを規定したその他の属性を含む)。お客様の提供物ID又はお客様のサブスクリプションに関するオートデスクからの確認書に、当該属性の記載が1つ以上ない場合、当該ライセンスは、(a)トライアルバージョンであり、(b)個人としてのお客様向け、又はお客様が企業その他の法人である場合、指名された1名の従業員向けであり、かつ(c)お客様が提供物を取得した国又は裁判管轄内に限った使用向けとなります。お客様は、当該ライセンス及び本規約により許諾された以外のソフトウェアをインストール、アクセス、若しくは使用(又はインストール、アクセス、若しくは使用の許可)を行うことはできず、その他のインストール、アクセス、又は使用については認められていません。

お客様のサブスクリプション期間中、オートデスクは、ソフトウェアのアップデート若しくはアップグレードの提供又は引渡しを行う場合があります。当該アップデート及びアップグレードの全ては、当該アップデート又はアップグレードが適用されるソフトウェアと同一のライセンスその他の規約が適用されます。お客様は、サブスクリプション期間中、お客様に提供された全てのアップデート及びアップグレードを速やかにインストール及び利用することが推奨されます。お客様がソフトウェアに関するアップデート又はアップグレードを受領した場合、お客様は、最大で120日間(新バージョンの最初のインストール日に開始する)、試験及び移行目的で、当該ソフトウェアの前バージョン及び新バージョンの両方をインストール及び利用することができます。ただし、お客様が当該120日の期間中、業務用途で両バージョンを同時に利用しないことを条件とします。当該120日後には、(i)当該前バージョンのアクセス及び利用を行うお客様(お客様の使用許諾対象ユーザーを含む)の権利は終了し、かつ(ii)お客様は、前バージョンの全てのアクセス及び利用(お客様の使用許諾対象ユーザーによる全てのアクセス及び利用を含む)を中止し、前バージョンの全てのコピーをアンインストールし、かつオートデスクの求めがあれば、当該コピーの破棄又はオートデスク若しくはお客様が提供物を取得した再販売業者への当該コピーの返却を行わなければなりません。特定の提供物については、(提供物に関する特別規約のため、又は特定の状況下では、オートデスクが認める例外のため)、お客様は、当該120日の期間後も継続して前バージョンの利用及びアクセスを行うことができる一定の権利を得られる場合があります。当該権利は、該当する場合、前バージョンの権利(**サブスクリプション特典**(<https://www.autodesk.com/company/terms-of-use/jp/subscription-benefits>)を参照)に規定されます。

サブスクリプションの期間中、お客様は、お客様によるバックアップ及び保存の目的に限り、契約したソフトウェアの保存用コピーを1部作成することができます。

オートデスクがお客様に提供又は引渡しを行ったソフトウェア(アップデート又はアップグレードを含む)は、サブスクリプション期間中に限って、ライセンスを許諾されるものであり、販売されるものではなく、かつ反対の趣旨の契約上の禁止にかかわらず適用法により明示的に許可された場合を除き、又はオートデスクが書面で明示的に別段の許可を行った場合を除き、お客様は当該ライセンスの移転又は譲渡を行うことはできません。お客様のWebサービスのサブスクリプションにより、当該Webサービスの提供において使用される基本的なソフトウェアに対するライセンスがお客様に許諾されることはありません。

10. Web サービス

お客様がWebサービスを契約した場合、オートデスクは、本規約及び全ての支払い義務の遵守を条件に、お客様のサブスクリプション期間中、当該Webサービスをお客様に提供します。お客様は、以下に該当する場合に限り、Webサービスへのアクセス及び利用を行うことができます。(i)提供物に関するドキュメント及び適用され得る特別規約(該当する場合)に従った場合、(ii)お客様の社内業務目的の場合(ただし、オートデスクがアクセス可能とし又は提供を行う形式による)、並びに(iii)使用許可数、Webサービスタイプ、領土、及びお客様が提供物契約時に選択したタイプ及びレベルが定められるその他の属性を含む、お客様のサブスクリプションの範囲内である場合。お客様の提供物ID、その他のオートデスクからのサブスクリ

プション確認書に1つ以上の当該属性の記載がない場合、お客様のWeb サービスは、(a)トライアルバージョンであり、(b)個人としてのお客様向け又は、お客様が企業その他の法人である場合、指名された1名の従業員向けであり、かつ(c)お客様が提供物を取得した国又は裁判管轄内に限った利用向けとなります。お客様は、本規約で許可された以外のWeb サービスへのアクセス若しくは利用（又はアクセス若しくは利用の許可）を行うことはできず、当該アクセス又は利用については認められません。

オートデスクは、通常、オートデスクがお客様と同一のサブスクリプション（レベル、地域、その他の属性を含む）を有するユーザーに対して当該Web サービスを商業的に提供する方法と同様に、お客様にWeb サービスを提供します。

Web サービスは、お客様のコンテンツのセキュリティ維持を支援する目的で設計されたプロセス及び予防措置を利用して提供されます。オートデスクは、特定のオートデスクのサービスについて、オートデスクによるセキュリティ管理の遵守に関する報告書をオートデスク契約者向けに適宜、外部監査人に作成させる場合があります。お客様は、当該報告書の非開示及び使用制限に関してオートデスクに同意することを条件に、お客様が契約したWeb サービスに該当する当該報告書のコピーをオートデスクに要求することができます。オートデスクは、当該報告書提供の頻度を年1回以下と考えています。

11. 提供物のアクセス及び利用

11.1 通常アクセス及び利用条件

提供物に応じて、お客様は、提供物の有効化、アクセス、若しくは利用を行うため（又はアクセス若しくは利用を継続するため）、お客様のアカウントにログインすることを要求される場合があります。提供物は、お客様（お客様の使用許諾対象ユーザーを含む）に限り、アクセス又は利用を行うことができます。全ての提供物のアクセス及び利用は、（特に）お客様が提供物に関する税金その他の料金を含む支払対象となる全ての金額を適時に支払い、かつ本規約を遵守することを条件としています。

例えば、お客様のサブスクリプションを認証し、サービス（第三者サービスを含む）へのアクセスをお客様に提供し、又はアップデート若しくはアップグレードをダウンロード及びインストールするために、一部の提供物は、お客様へ別途通知せずにお客様の電子機器を（断続的又は定期的に）インターネットに自動的に接続させる場合があります。お客様は、当該接続、お客様のサブスクリプションの認証、並びにアップデート及びアップグレードの自動ダウンロード及びインストールに同意します。一部の提供物では、お客様は、提供物に関するお客様のアップデート又はアップグレードの設定を調整することができます（当該調整は、提供物の稼働又はセキュリティのため自動アップデート若しくはアップグレードが要求又は一部の提供物では利用できません）。

提供物には、インターネットその他のネットワーク若しくは通信サービスへのアクセス、又は提供物のアクセス若しくは利用に必要なハードウェア、ソフトウェア、記憶装置、セキュリティその他のリソースは含まれません。お客様並びにお客様のその他のサプライヤ及びサービスプロバイダは、当該全ての機器の取得、並びにそれらの信頼性、セキュリティ、及び性能について責任を負います。全ての提供物及び提供物の全ての機能（特別規約又はドキュメントで説明されるものを含む）があらゆる地域又は言語において利用可能なわけではありません。

11.2 オートデスクのAPI

お客様が提供物を契約した場合、オートデスクは、アプリケーションプログラミングインターフェース、ソフトウェア開発キット、ツール、ライブラリ、スクリプト、サンプルソースコード、及び同様の当該提供物の利用向けの開発者素材（総称して、以下「API」）へのアクセスをお客様に提供する場合があります。オートデスクがお客様に提供又は引渡しを行う当該APIについては、本規約及び全ての支払い義務の遵守を条件に、オートデスクは、お客様のサブスクリプション期間中、当該APIを以下に該当する場合に限り使用できる、非排他的、サブライセンスの許諾不可、譲渡不可のライセンスをお客様に許諾します。(i)APIが提供される提供物に関してお客様自身で許可した社内利用と関連しかつこれを目的として内部的に使用する場

合、かつ(ii)APIに関するドキュメントに従って使用する場合。一部のAPIは特別規約の対象となり、お客様のAPIのライセンスも当該特別規約が適用されます。全てのAPIは、オートデスクにとって機密かつ専有のものであり、第三者に配布若しくは開示ができず、又はAPIに関するドキュメント及び本規約のその他の要件で許可される以外の目的で使用できません（かつ当該その他の使用については認められません）。お客様は、APIの全て又はその一部を使用してアプリケーション、サービス、モジュール、又はコンポーネントを開発した場合（総称して、以下「お客様の開発」）、お客様の開発を第三者ソフトウェア又はハードウェアと共に利用する（お客様の開発を第三者プラットフォームへの移植することを含む）ことができます。ただし、お客様がお客様の開発からAPIの全ての要素（APIに基づく要素を含む）を除去する場合、及びお客様の開発が(a)APIの一部を開示、提供、包含、又は具体化せず、かつ(b)提供物その他のオートデスクの知的財産権の一部を包含又は具体化しない場合に限るものとします。お客様が社内利用以外の用途で、お客様の開発をお客様の提供物と共に使用すること（例えば、顧客又はお客様以外のユーザー向け）を希望する場合、お客様は別途、**開発者ライセンス** (<https://www.autodesk.com/company/legal-notices-trademarks/terms-of-service-autodesk360-web-services/forge-platform-web-services-api-terms-of-service>) が必要となります。

11.3 第三者の素材及びサービスの利用

オートデスクは、提供物に関連して、第三者のコンテンツ、設計、モデル、データセット、プロジェクト情報、文書、ライブラリ、オーディオ、リンク、データ、アプリケーション、その他のソフトウェア、サービス、又は同様の素材（総称して、以下「第三者の素材 / サービス」）をお客様に提供する場合があります。当該第三者の素材 / サービスは、当該第三者の素材 / サービスにおいて（例えば、「バージョン情報ダイアログボックス」又はテキストファイルにおいて）、オートデスクが規定するウェブページで、又は第三者の素材 / サービスが提供される提供物に関する特別規約若しくはドキュメントに含まれる異なる規約（総称して、以下「第三者規約」）に準拠する場合があります。第三者規約が存在しない場合、お客様による利用は、(i)お客様が第三者の素材 / サービスを受領した提供物と同一の規約に制限され、かつ(ii)必ず当該提供物の利用に関連していなければなりません。お客様は、全ての第三者規約の判断、取得、及び遵守について単独で責任を負います。オートデスクは、(a)第三者の素材 / サービス又は当該第三者の素材 / サービスのお客様による利用、及び(b)第三者規約又は当該第三者規約のお客様による遵守について責任を負わず、かつこれらに関する如何なる表明及び保証も行いません。

11.4 お客様のコンテンツの利用

お客様が特定の提供物のアクセス若しくは利用を行うため、又はオートデスクが特定のサービスをお客様に提供するために、お客様は、お客様のコンテンツのアップロードその他の共有を希望することができます。オートデスクの職員は、以下に該当する場合を除き、お客様のコンテンツを利用しません。(i)お客様の要請があり、若しくはお客様の同意を得た場合、例えば、お客様にサポートを提供し、若しくは技術的問題その他の要請に取り組む場合、(ii)提供物の提供及び改善に関連する場合（提供物の維持、保護、更新、その他の方法による改変を含む）、又は(iii)法律に関係する義務、執行、調査、若しくは手続きに関連する場合（例えば、法的に有効な召喚状に応える場合）。オートデスクは通例、提供物、ウェブサイト、若しくはサービスに掲載され、又はその他の方法でオートデスクに提供されたコンテンツの選別又は審査を行いません。ただし、オートデスクは、お客様のコンテンツを選別及び審査する権利を留保し、本規約を遵守していない（例えば、違法な、侮辱的な、若しくはフィッシングに関係する掲載又はスパムである）という理由を含む如何なる理由でも、コンテンツをブロック又は除去することができます。お客様がお客様のコンテンツを提供又はアクセス可能とした場合には、お客様への提供物の提供及びオートデスクによる自己の義務の履行を許可することに関連して、その他本規約で別段に許可されるとおり、お客様は、お客様のコンテンツを利用、複製、改変、配布、及び提供する権限をオートデスク及びその指定する者に付与します。

お客様は、(a)お客様のコンテンツの全てについて、並びにお客様のコンテンツ及び提供物と併せたお客様のコンテンツの利用が確実に全ての適用法及び本規約に準拠していることについて責任を負い、かつ(b)お客様のコンテンツが、何者の知的財産権若しくは専有権の侵害若しくは不正使用もしておらず、又は適用法に違反していないことを保証します。オートデスクは、お客様が適切な暗号化及びセキュリティ技術を利用

することによりお客様のコンテンツを守り、保護することを推奨します。お客様は、オンラインサービスは時折発生する途絶又は停電による機能停止遭う可能性があり、結果としてお客様のコンテンツを回復できない可能性があることを認めます。オートデスクは、お客様のコンテンツをご自身の記憶装置に定期的にバックアップすることを推奨します。お客様は常に、お客様のコンテンツの当該バックアップコピーの保存及び維持について責任を負います。

11.5 協働及びお客様のコンテンツの共有

一部の提供物について、お客様は、他者と協働することが許されます（お客様のコンテンツの共有又はお客様のコンテンツのフォーラム若しくはその他のサービスなどへの公開を含む）。お客様がお客様のコンテンツの共有又は公開（プロジェクトに関する協働又はプロジェクトとのファイル共有、電子メール、リンクの共有、その他のアプリケーション若しくはサービスとのファイル共有、フォーラム若しくはギャラリーへの掲載その他の方法によるかを問わない）を選択した場合、他者（場合によっては、公衆を含む）がお客様のコンテンツを利用、販売、複製、改変、配布、提供、掲示、送信、及び交信できる場合があります。フォーラム及びギャラリーは公衆のものである可能性があり、提出は一般に公開となります。一旦、お客様がお客様のコンテンツを共有又は公開した場合、アクセスを停止又は終了しても、それより前にコピー、移転、その他の方法による共有又は公開が行われたお客様のコンテンツへのアクセスは、削除又は阻止することができません。お客様は、他者による当該アクセス又はそれらの権利の保有を望まない場合、提供物の共有、公開、その他の協働機能を使用せず、それに従いお客様の許可設定を行う必要があります。

提供物は、当該提供物を補完するサービス、ソフトウェア、その他の素材を提供する第三者へのリンクを特集する場合があります。当該リンクは、お客様の便宜のため提供されます。オートデスクは、当該第三者がお客様のコンテンツについて何を行うかを監視又は管理しません。お客様は、第三者によるお客様のコンテンツへのアクセスの適切なレベルを確保する責任を負います。お客様がお客様の情報又はお客様のコンテンツが第三者と共有されることを許可した場合、オートデスクは、お客様の情報又はお客様のコンテンツを当該第三者に提供する場合があります。ただし、オートデスクは当該第三者の行為について如何なる責任も負わず、かつプライバシーに関するものを含む全ての適用条件は、お客様と当該第三者間で適用されるものとなります。

12. トライアルバージョン

オートデスクは、「非売品」「無償」「評価」「トライアル」「プレリリース」「ベータ版」又は他の同様の指定方法で表示又は提供が行われる提供物（又は提供物の特長）（総称して、以下「トライアルバージョン」）の提供又は引渡しを行う場合があります。お客様は、オートデスクが明示的に許可するように、トライアルの期間中で、かつトライアルの目的に限り、トライアルバージョンのダウンロード、インストール、アクセス、又は使用を行うことができます。トライアルバージョン向けのオンラインその他のドキュメント又は該当する特別規約に明示的に定められた場合を除き、(i)トライアルバージョンのサブスクリプション期間は30日間に限定され、(ii)お客様による使用は、トライアルバージョンを第三者に提供又は配布する権利のない、非商業的な評価目的に限定され、かつ(iii)その使用は、個人としてのお客様によるもの、又はお客様が企業その他の法人である場合、指名された1名の従業員によるものとなります。本規約その他に如何なる定めが含まれようと、(a)オートデスクは、トライアルバージョンについて、特長、機能、サービスレベル、若しくはデータに関する如何なる確約も行わず、かつトライアルバージョンについて如何なる性質の保証も行わず、(b)オートデスクは、トライアルバージョンを一般公開しないこと、若しくはトライアルバージョンを製品である提供物に転換することを選択でき、(c)トライアルバージョンには、データの全損又はシステム障害を引き起こす恐れのあるエラー及び不良を含む、完全に試験が行われていないコードが含まれる場合があります。トライアルバージョンのサブスクリプションには、サブスクリプション特典は含まれず、かつオートデスクは、別途通知を要することなく、随時トライアルバージョンを終了する権利を留保します。

13. ウェブサイト

オートデスクは、提供物とは別に、自己の一般的なウェブサイト上で情報提供を行う場合があります。お客様は、当社の **ウェブサイト利用規約** (<https://www.autodesk.com/company/legal-notices-trademarks/website-terms-of-use>) に従い、オートデスクの当該ウェブサイトを使用することに同意します。

14. フィードバック

お客様は、提供物に関する特別規約に別段の定めがない限り、トライアルバージョンに関連して又はその他に関わらず、改善、提案、その他のフィードバック（総称して、以下「フィードバック」）のためのアイデアをオートデスクに提供する義務を負いません。ただし、お客様がフィードバックを提供した場合、お客様は本規約により、当該フィードバック及び当該フィードバックを利用した提供物の作成、使用、販売、販売向けの提供、複製、改変、配布、提供、公開掲示及び実施、開示、その他の方法により活用することができる非排他的、譲渡可能、取消不能な、世界中で通用する、ロイヤルティ無償の（サブライセンスの許諾権付き）ライセンスをオートデスクに許諾します。

15. 使用制限

15.1 提供物はツールであること

提供物はツールであり、お客様の設計、分析、シミュレーション、見積り、試験、その他の行為を支援することだけを目的としており、お客様の専門家としての判断又はお客様自身による独自の設計、分析、シミュレーション、見積り、試験、その他の行為（製品のストレス、安全性、及び有用性に関するものを含む）の代わりとなるものではありません。提供物は、多種多様な潜在的な用途を有するため、特定用途のための設計又は試験が行われておらず、提供物の使用がお客様の達成しようとする目的にとって適切であるかどうかを判断するのはお客様の責任となります。オートデスクは、出力を含む、提供物の使用を通じて得られる成果について、如何なる形でも責任を負いません。お客様は、お客様（お客様の使用許諾対象ユーザーを含む）による提供物の利用及び出力を含む、提供物により生成される成果について責任を負います。お客様の責任には、提供物の適切な利用に関する判断、並びにお客様が意図した成果の達成を支援する提供物、その他のコンピュータプログラム及び素材の選定が含まれますがこれらに限定されません。お客様はまた、信頼性、正確性、完全性、適用され得る法的要件の遵守、及び出力（提供物の支援を得て設計される全ての品目を含むがこれに限定されない）のその他の特性を検査するための独自の手順の妥当性を証明する責任を負います。お客様はさらに、提供物及び出力が、お客様の設計、分析、シミュレーション、見積り、試験、その他の制約内でお客様が望む成果を達成できない可能性があることを認めます。

15.2 提供物は個人情報の保存のために設計されていないこと

提供物に関連するデータ保存機能は、社会保障番号、クレジット若しくはデビットカード番号、金融口座番号、運転免許証番号、医療情報若しくは健康保険情報、人種若しくは種族的出身、宗教若しくは哲学的信念、支持する政党若しくは政治的見解、遺伝的データ若しくは生体情報、性的指向、又は労働組合の会員資格、又は不適切な開示若しくは利用が行われた場合、個人について暴露し、若しくは個人に対する損害の恐

れをもたらすその他の情報（総称して、以下「個人情報」）の保存に適していません。オートデスクが明示的に要求する場合（例えば、サブスクリプションの購入に使用されるクレジットカード番号）を除き、お客様は、お客様による提供物の利用に関連して、個人情報が含まれたファイルを含む、個人情報をアップロード又はその他の方法でオートデスクに提供しません。

15.3 提供物の利用の許容範囲

お客様は、全ての適用法に従ってのみ提供物のアクセス及び利用（並びにアクセス及び利用の許可）を行います（かつ全ての当該適用法に従います）。本規約（追加規約若しくは特別規約を含む）で明示的に許可された場合を除き、又はオートデスクが書面で明示的に別段の許可を行った場合を除き、お客様は、以下の行為を行いません。

- 提供物の全て又は一部の複製、改変、翻案、翻訳、移植、又はこれの二次的著作物の作成、ただし、反対の趣旨の契約上の禁止に関わらず、適用法で明示的に許可された場合を除く。
- 提供物（提供物の機能を含む）の全て若しくは一部の第三者へのサブライセンスの許諾、配布、送信、販売、賃貸、貸付、若しくはその他の方法で利用可能とすること、又は（サービスビューロベースその他による）第三者への提供物の機能の提供
- インターネット、広域ネットワーク（WAN）、その他のローカルでないネットワーク、仮想プライベートネットワーク（VPN）、アプリケーション仮想化技術、リモート仮想化技術、ウェブホスティング、タイムシェアリング、サービスとしてのソフトウェア、サービスとしてのプラットフォーム、サービスとしてのインフラ、クラウドその他のウェブベース、ホスト型等のサービス上又はこれらを通じた提供物のアクセス若しくは利用（オートデスクによるインターネットを通じた提供を除く）

さらに、お客様は以下の行為を行いません。

- 提供物、ドキュメント、又は関係する素材から著作権、商標、機密保持、その他の専有権の通知を取り除くこと
- オートデスクが、(i)提供物のインストール、アクセス、若しくは利用の管理、監視、支配、若しくは分析、又は(ii)オートデスクの知的財産権の保護を行うために使用する技術的保護の有効性の除去、無効化、若しくはその他の方法で制限すること
- 以下に該当するか又は該当する可能性のある情報又は素材を、提供物を利用して、掲載、送信、又はその他の方法で提供すること
 - 虚偽、名誉毀損、中傷的、詐欺的、その他違法若しくは不法であるもの
 - 脅迫的、嫌がらせ、名誉毀損、憎むべき、若しくは脅威的、その他、他者の権利及び尊厳を尊重しないもの
 - わいせつ、下品、ポルノ、その他不愉快なもの
 - 著作権、商標、意匠権、企業秘密に関する権利、肖像権若しくはプライバシーの権利、その他の専有権で保護されている（該当する所有者の事前の書面による明示的な同意を得ていない場合）もの
 - 国家機密、軍事情報、国家機密以外の管理対象情報、輸出が管理されている情報、またはその他の正式な機密保持の扱いを受ける情報若しくは素材（写真、図面、計画、若しくはモデルを含む）
 - 暗号、合言葉、暗号通貨、パスワード、その他同様の情報
 - 広告、スパム、商品若しくはサービスの売買の申し出、「チェーンレター」、その他の形式の勧誘
 - マルウェア（ウイルス、ワーム、トロイの木馬、イースターエッグ、時限爆弾、若しくはスパイウェア等）、若しくは潜在的に有害若しくは侵略的であり、若しくはハードウェア、ソフトウェア、若しくは機器に損害を与え、それらの稼働を乗っ取り、それらの使用を制限し、若しくはそれらの使用を監視することを目的としたその他のコンピュータコード、ファイル、若しくはプログラム
- 下記第21.7条（「輸出」）の制限事項に違反した、提供物の利用

- 詐欺的その他違法若しくは不法であり、又は詐欺的その他違法若しくは不法な目的若しくは効果を有する方法で提供物を利用すること
- 提供物又は提供物の提供に使用されるサーバ若しくはネットワークの稼働を妨げ又は中断させること（提供物の一部のハッキング又は破損によるものを含む）
- 提供物の脆弱性の精査、検査、若しくは試験、又は提供物が採用するセキュリティ対策若しくは認証対策の突破又は回避を試みること
- 提供物を「遠隔ロード」のための記憶装置として又はその他のウェブページ若しくはインターネットリソースへの「入り口」若しくは「道標」として使用すること（提供物が提供されるサイト内であるか又はサイトの域内を越えるかを問わない）
- 他の個人のAutodesk ID もしくはその他を使用する目的のため、他の個人若しくは事業体になりすまし、又は個人若しくは事業体とお客様との関係を偽って宣言するか若しくはその他の方法で虚偽表示すること
- 提供物を本質的に危険なアプリケーションに関連して使用すること（死亡、人身傷害、破壊的な被害、又は大量破壊をもたらす可能性のあるアプリケーションを含む）
- 自動化手段（ロボット、スパイダー、サイト検索/検索アプリケーション、又は検索、インデックスの作成、「取得」又は「情報採掘」を行うその他の機器等）を利用して、提供物から又はこれに含まれるコンテンツ又は情報を収集すること
- ニュートラルネットワークの研修、又は機械学習、深層学習、若しくは人工知能システム又はソフトウェアに関連して、提供物又は提供物の出力を利用すること
- 提供物の構成部品を、お互いを別々にして使用するため又は異なる電子機器で使用するために切り離すこと（オートデスクが書面により明示的に許可した場合を除く）
- Web サービスの一部として提供されるソフトウェアを該当するWeb サービスと切り離して使用又はアクセスすること（オートデスクが書面により明示的に許可した場合を除く）

16. 機密保持義務

お客様又はオートデスクは（「開示当事者」として）本規約に関連して、相手方当事者に（「受領当事者」として）秘密情報を開示又は提供する場合があります。受領当事者は、開示当事者の秘密情報に関して、受領当事者が同様の種類の自己の秘密情報の機密を保護するのと同じ程度の注意を払います（ただし、如何なる場合も合理的な注意の程度を下回ることはありません）。受領当事者は、(i)開示当事者の秘密情報を提供物に関連してのみ使用し、かつ(ii)開示当事者が書面にて別段の許可を行った場合を除き、開示当事者の秘密情報へのアクセスを受領当事者の従業員、コンサルタント、契約社員、サービスプロバイダ、専門的な顧問、及び提供物に関係する目的で当該アクセスを必要とし、かつ本規約と同等の厳格さの受領当事者との秘密保持義務に従うその他の個人に限定します。受領当事者は、法により強制された場合、開示当事者の秘密情報を開示することができます。受領当事者は、（法律上許容される範囲で）開示当事者に対し当該強制的な開示の事前通知を行い、かつ当該開示を制限するための合理的な措置をとります。オートデスクはまた、行政機関若しくは規制機関の要請（召喚状若しくは裁判所命令を含む）を遵守するため、オートデスクが関与する法的手続きの一部として、又はお客様の要請に応じて、お客様の秘密情報を開示する場合があります。開示がお客様の要請で行われた場合、お客様は、お客様の秘密情報の収集及びアクセス提供の費用を負担する場合があります。

17. オートデスクの専有権

お客様は、オートデスク並びにそのライセンサー及びサプライヤが、(i) 提供物、API、メトリック、その他のオートデスクによりお客様へ提供又は利用可能とされた情報又は素材、並びに(ii)前述のコピー、又は前述の目的物に基づき、由来し、その他の方法で前述の目的物を使用する素材その他の情報（企業秘密、著作権、商標、特許、その他の前述の目的物に関係する全ての知的財産権、又は専有権に基づく全ての権利を含む）の全ての所有権及びこれらに関する全ての権利を有することを認め、これに同意します。提供物及びAPIの構造及び組織、基本的なアルゴリズムその他の内部構成要素、プロトコル、データ構造その他の外部構成要素、並びにソースコードは、オートデスクの専有情報及び秘密情報を構成し、お客様は、オートデスクの事前の書面による同意なく、当該情報の第三者への開示、又は本規約で定める、提供物の通常のアクセス及び利用に必要とされる以外の目的で当該情報の使用を行いません。また、お客様は、オートデスクが提供又は権限を付与したインターフェース以外の手段により提供物にアクセスせず又はアクセスを試みないことに同意します。さらにお客様は、提供物若しくはAPIの構造若しくは組織、基本的なアルゴリズムその他の内部構成要素、プロトコル、データ構造その他の外部構成要素、又はソースコードを逆コンパイル、逆アセンブル、その他のリバースエンジニアリング、又はその他の方法によるこれらの発見、習得、又は研究を行う試みに従事しないことに同意します。ただし、反対の趣旨の契約上の禁止に関わらず、適用法に基づき明示的に許可された場合を除きます。オートデスクは、その他の秘密情報及び専有情報（当該情報として表示されるか、又はこのような状況下で当該情報であると理解されているかのいずれか）に対するアクセスを利用可能とし又は提供する場合があります。お客様は、当該情報を受領した場合、オートデスクの事前の書面による同意を得ずに、当該情報の第三者への開示、又は本規約で定める、提供物のアクセス及び利用に必要とされる以外の目的で当該情報の利用を行いません。

お客様は、本規約（追加規約又は特別規約を含む）に基づきお客様に明示的に許諾された権利のみを有します。明示的に許諾されていない全ての権利は、オートデスク並びにそのライセンサー及びサプライヤが留保します。オートデスク並びにそのライセンサー及びサプライヤは、その他の権利を明示的に放棄します（かつお客様は当該その他の権利を主張しないことに同意します）。

お客様は、前述と矛盾する如何なる訴訟も提起せず、又は当該訴訟を提起する権限を第三者に付与せず、若しくは当該訴訟を提起するよう第三者を奨励しない（又は当該訴訟の提起に向けて第三者と協力しない）ことに同意します。

18. 限定的保証、免責、責任制限

18.1 限定的保証

オートデスクは、支払いが行われたサブスクリプションについて、契約された提供物をお客様に利用可能とした日及びその後90日間、又はサブスクリプション期間がそれより短い場合には、当該短期の期間（以下「保証期間」）、提供物が提供物に関するエンドユーザードキュメントで説明する一般的特長及び機能を提供することを保証します。オートデスクによる本保証の違反に対するオートデスクの全ての義務及び責任、並びにお客様の唯一かつ排他的な救済は、オートデスクが、自己の判断で、(i)違反を是正するよう合理的に努め、又は(ii)影響を受けたサブスクリプションについて受領した金額を払い戻し、かつ当該サブスクリプションを解除することとなります。お客様は、適用される保証期間内に、提供物に対する保証請求を行わなければならない。

18.2 免責

上記の「限定的保証」条項（第18.1条）で定められた明示的な限定的保証、及び追加規約又は特別規約で限定的保証として定められる明示的な保証を除き、適用法で許可される最大限の範囲において、(i)提供物は「現状有姿」で提供され、かつ(ii)オートデスク並びにそのライセンサー及びサプライヤは、提供物又は出力に関して、明示的又は黙示的な如何なる種類の保証、表明、条件付け、又は確約（商品性、十分な品質、特定目的に対する適合性、若しくは非侵害の黙示保証、又は制定法によるその他の保証若しくは条件付け、又は取引の過程、商習慣、若しくは業界基準に基づく保証若しくは条件付けを含む）も行わず、お客様もこ

これらのいずれも受領しません。本規約又は追加規約若しくは特別規約に含まれない、提供物若しくは出力に関する記述（提供物の機能若しくは性能に関する記述を含む）又はお客様とのその他の連絡は、情報提供の目的に限ったものであり、保証、表明、条件付け、その他の確約を構成しません。前述の原則を制限することなく、オートデスクは、以下の事項を保証、又はその他の方法で確約しません。(a)提供物若しくは出力、若しくはそれらのアクセス若しくは利用が得られ、中断せず、エラーがなく、安全であり、正確であり、信頼でき、若しくは完全であること、(b)提供物が特定の性能基準若しくは可用性基準を満たしていること、(c)お客様のコンテンツが失われず、若しくは損なわれないこと、又は(d)エラーが修正され、若しくは特定のサポート要請がお客様のニーズを満たすように解決されること。提供物に関する「無制限の」アクセス、利用、保存、その他の言及は、提供物の技術的制限の対象となります。

18.3 責任制限

オートデスク又はそのライセンサー若しくはサプライヤのいずれも、付随的損害、特別損害、間接的損害、結果的損害、若しくは懲罰的損害、利益若しくは収益の損失、事業中断若しくは使用機会の喪失、代用品若しくは代用サービスその他の代替の調達費用、出力の障害若しくは不具合、データ若しくはお客様のコンテンツの損失、破損、若しくは削除（若しくは削除の失敗）、又は不可抗力による損害について（いずれの場合にも、当該損害その他の責任を求める法理論に関わらず）（直接又は間接的に）責任を負いません。さらに、オートデスク並びにそのライセンサー及びサプライヤの提供物又はその出力に関する債務総額は、如何なる場合でも、当該事象又は状況が、最初に発生した責任を生じさせる前の1年間にお客様が提供物に対して支払ったか又は支払うべき金額を超えません。

本規約における責任制限は、損害その他の責任について、これが如何に生じたとしても、責任の法理に関わらず、契約、不法行為（過失及び無過失責任を含む）、補償、償還請求、制定法、その他に基づくかを問わず、たとえオートデスクが責任の可能性を通知されていたとしても、かつ本規約における限定的救済がその本質的目的を達成できないとしても、適用法が許可する最大限の範囲で当該損害その他の責任に適用されます。

お客様は、提供物に対して支払うべき金額は、本規約における保証の免責及び責任制限に一部基づいておりかつこれらを反映しており、当該免責及び制限は、お客様とオートデスク間での取引の本質的要素であることを認めます。

本規約の如何なる定めも、(i)オートデスクの故意若しくは重大な過失により生じた死亡若しくは人身傷害、又は(ii)オートデスクの不正行為により生じたお客様の損害若しくは損失に対するオートデスクの責任を制限し又は排除するよう主張するものではありません。

18.4 適用法との関係

オートデスクは、適用法により制限が許可されない場合、お客様の保証、お客様のその他の権利及び救済、又は損害若しくは損失に対するオートデスクの責任（適用法により排除できない制定法に従う保証、条件付け、救済、又は責任等）を制限するよう求めません。本規約の如何なる定めも、保証の効果、損害若しくは損失に対するオートデスクの責任、又は反対の趣旨の契約上の制限にかかわらず、適用法に基づき排除その他の変更ができないその他の規約を制限しません。本規約は特定の法律上の権利をお客様に付与し、お客様はその他の法律上の権利も有しますが、当該その他の権利は裁判管轄ごとに異なるものとなります。例えば一部の裁判管轄では、黙示の保証の排除、又は付随的損害若しくは結果的損害若しくはその他の権利の排除若しくは制限が認められず、従って本規約のそれらの規定はお客様に適用させることができません。これらの法的要件の一部については、「国/裁判管轄規約」条項（第23条）で説明します。

19. 補償

お客様は、以下に起因し又はこれに関係する請求、訴訟、又は法的手続き（以下「訴訟等」）のためにオートデスクが被り又は負担した一切の損失、責任、経費（合理的な弁護士費用を含む）についてオートデスク

を補償し、免責します（かつ、オートデスクの要求があれば、これらからオートデスクを擁護します）。(i) お客様のコンテンツ、(ii)お客様（お客様の使用許諾対象ユーザーを含む）による提供物の利用（出力又は当該利用から生成されたその他の成果を含む）、並びに(iii)お客様（お客様の使用許諾対象ユーザーを含む）による本規約（追加規約、特別規約、その他の適用され得る規約を含む）の違反。

20. 期間、解除、停止

本規約は、「承諾」条項（第1条）に従い承諾された最初の日に有効となり、本「期間、解除、停止」条項（第20条）に従い解除されない限り、継続して無期限に効力を有します。

20.1 お客様の解除権

オートデスクが本規約（追加規約、特別規約、その他の適用され得る規約を含む）の重大な違反を犯した場合において、当該違反について書面による通知後30日以内に是正しなかったときは、お客様は、お客様のサブスクリプション及び本規約を解除することができます。

20.2 オートデスクの解除権

(i)お客様がその時点で支払い済みのサブスクリプションを有しておらず、(ii)お客様が提供物に関して又はその他によりオートデスクに支払うべき金額（料金及び税金を含む）の適時の支払いを行わず、(iii)お客様（お客様の使用許諾対象ユーザーのいずれかを含む）が本規約（追加規約、特別規約、その他の適用され得る規約を含む）の重大な違反を犯し、かつ当該違反について書面による通知後30日以内に是正せず、又は(iv)お客様が破産若しくは支払い不能に関する手続きの対象となり、支払い不能となり、お客様の債権者との間の若しくは当該債権者に影響を及ぼす取り決め（債権者のための財産の譲渡を含む）を行い、若しくは清算手続きを開始した場合、オートデスクは、お客様の一切のサブスクリプションその他の提供物、本規約、又はお客様のアカウントを解除することができます。本規約は、お客様が解散した場合、オートデスクによる別途通知又は措置を要せずに自動的に終了します。

20.3 サブスクリプションの解除の効果

理由を問わず、サブスクリプションその他の提供物が満了し又は解除された場合、提供物に関するお客様の権利（関係するソフトウェアライセンス又はサブスクリプション特典を含む）は終了します。この時点で、お客様は、提供物の全てのアクセス及び利用（お客様の使用許諾対象ユーザーによる全てのアクセス及び利用を含む）を中止し、かつ当該提供物に関係する素材（関係するソフトウェア、ドキュメント、API、その他のオートデスクから受領した素材を含む）の一切のコピーのアンインストールを行います。さらに、オートデスクの要求に応じて、お客様は、当該コピーを破棄又はオートデスク若しくはお客様が提供物を取得した再販売業者へ返却します。お客様は、自己が当該全てのコピーを返却又は破棄したことの証拠を保持します。サブスクリプションの満了又は解除に関連して、(i)お客様が本規約を遵守しており、かつ支払対象の料金（例えば、オートデスクが提供する支援に対するオートデスクの最新の専門サービス料金）を支払った場合（該当する場合）、オートデスクは、お客様の便宜のため、一部のWeb サービスにつき、お客様の書面による依頼を受けて、お客様がWeb サービス満了又は解除後にお客様のコンテンツを回復できる短期の期間（例えば、30日間）をお客様に提供する場合があります、かつ(ii)そうでなければ、オートデスクは通知を要せず、一切のお客様のコンテンツ（それらのバックアップその他のコピーを含む）を削除します。満了/解除後のコンテンツの回復に関する詳細については、個別のWeb サービス提供物をご確認ください。一部のWeb サービスの本便宜（該当する場合）は、お客様のコンテンツの完全なコピーを常に保持及び確保することに対するお客様の責任を免除するものではありません。

20.4 規約の解除の効果

理由を問わず本規約を解除した場合、(i)お客様のアカウント及びお客様のサブスクリプションその他提供物（お客様の使用許諾対象ユーザーのものを含む）は、直ちに終了し、(ii)お客様は提供物の全てのアクセス

及び利用（お客様の使用許諾対象ユーザーによる全てのアクセス及び利用を含む）を中止し、かつ(iii)サブスクリプションその他提供物の満了又は解除に関する上記で説明した効果が適用されます。お客様の支払い義務、お客様の作品の所有権（「成果物の所有権の帰属」条項（第5条）で説明する）、API及びお客様の開発に関する義務（「オートデスクのAPI」の条項（第11.2条）のものを含む）、及び補償義務（「補償」条項（第19条）のものを含む）、フィードバックに関するライセンス（「フィードバック」条項（第14条）に規定）、専有権に関するオートデスクの権利及びお客様の義務（「オートデスクの専有権」条項（第17条）の権利及び義務を含む）、免責及び責任制限（「限定的保証、免責、責任制限」条項（第18条）に規定）、準拠法及び紛争解決規定（「オートデスク契約事業体、準拠法、及び紛争解決」条項（第21.4条）に規定）、並びにお客様又はお客様のアカウント（お客様の使用許諾対象ユーザーを含む）を通じて提供物のアクセス又は使用（又は取得）を行う者に対するお客様の責任（「アカウント」条項（第4条）で規定する責任を含む）は、如何なる理由による解除後も有効に存続します。

20.5 オートデスクの停止権

オートデスクが、下記に該当する恐れがあると誠実に考える場合、オートデスクは、お客様の提供物のアクセス及び利用並びにお客様のコンテンツのアクセス及び利用を直ちに無効にし又は停止する権利を有しますが、その義務を負うことはありません。お客様のコンテンツ又はお客様の作為若しくは不作為（お客様の使用許諾対象ユーザーの作為若しくは不作為を含む）が(i)セキュリティ上のリスクをもたらし、又はその他の方法で提供物、システム、その他ユーザーに悪影響を及ぼし、(ii)技術的な保護（提供物のインストール、アクセス、若しくは利用の管理、監視、支配、若しくは分析、若しくはオートデスクの知的財産権の保護のメカニズムを含む）の有効性の妨げ、除去、無効化、その他による制限を構成し、若しくはこれらを可能にし、(iii)オートデスク、再販売業者、若しくはその他のユーザーに責任を負わせ、又は(iv)本規約（追加規約、特別規約、その他の適用され得る規約を含む）を遵守していない（提供物に関して支払うべき金額の支払いの不履行を含む）場合。オートデスクは、即座の行動が賢明であると合理的に判断した場合を除き、無効化又は停止の予定について、それが実施される前にお客様に通知するよう努めます。

21. 雑則

21.1 提供物に対する変更

オートデスクは、(i)提供物の改変若しくはその後続バージョンの発売、若しくは提供物の廃止又はその代用の提供物の提供、(ii)一般的であるか若しくは如何なる地域か言語かを問わず、提供物に関する特典、特長及び機能、若しくはサポートサービス、若しくは利用可能性の変更若しくは廃止、又は(iii)ライセンスキー、権限付与、若しくは提供物のアクセス若しくは利用を管理するためのその他の手段の追加若しくは変更を適宜行うことができる権利を留保します（かつお客様はオートデスクがこれらを行うことができることを認め、これに同意します）。オートデスクは、提供物に対する重要な変更についてはお客様に通知を行うよう努力します。

21.2 規約に対する変更

適用法で許可される最大限の範囲において、オートデスクは、適宜本規約を改正する権利を留保します（かつお客様はオートデスクが当該改正を行うことができることを認めます）。オートデスクは、お客様に重大な悪影響を及ぼす可能性のある重要な規約の改正があった場合、これをお客様に通知するよう努力し（以下「改正通知」）、お客様にはその後、当該改正を精査する機会が与えられます。本規約（追加規約又は特別規約を含む）に明示的な別段の定めがある場合を除き、当該改正がお客様に重大な悪影響を及ぼす場合において、お客様が当該改正に同意しないときは、お客様は、改正通知から30日以内にオートデスクに拒絶通知を行うことにより当該改正を拒絶することができます。お客様がこうした状況の下、改正を拒絶した場合、(i)当該改正が影響を与えた提供物へのお客様によるアクセス及び利用は、（当該改正がセキュリティ、プライバシー、又は法律上のコンプライアンスを理由に行われた場合を除き）(a)サブスクリプションその他提供物（該当する場合）の最新の期間の末日、又は(b)改正通知から180日後のいずれか早い期日まで、当該改正の直前に効力を有していた規約に継続して準拠し、(ii)当該提供物（関係するサブスクリプションの特典

を含む) に対するお客様の権利は、その時点で終了します。お客様により当該解除が行われた場合、オートデスク (又は該当する再販売業者) は、影響を受けた提供物に関して、解除発効日後のお客様のサブスクリプションの残りの期間に適用される前払いの料金について按分した金額を払い戻します。当該解除発効日は、当該提供物に関する期間の終了日となります。サブスクリプションは、更新又は延長が行われた場合、最新の規約に準拠します。お客様はまた、拒絶通知を (上記で説明した30日以内に) 改正通知に記載される電子メールアドレス宛、又はその他の方法により行うことができる場合を除き、お客様又はオートデスクによる通知は、下記に定めるとおりに行います。

前述にかかわらず、個人情報保護方針、特別規約、サブスクリプションタイプ、サブスクリプション特典、その他のポリシーに対する変更は、それらにおいて説明されるとおりに取り扱います。

お客様は、提供物及びサブスクリプション特典に関するお客様の確約は、今後の特長若しくは機能の引渡し (又は今後の特長若しくは機能に関する口頭若しくは書面による宣言) を条件とするものではないことを認めます。

21.3 規約の言語、解釈

本規約の英語バージョンが、本規約を解釈又は理解する際に使用されるバージョンとなり、本規約に関する通知その他の連絡は英語で行います。本規約における「日」の言及は、別段の規定がない限り「暦日」を指します。「含む」及び「例えば」又は「等」の用語及びこれらと類似の用語は制限的又は排他的ではなく、「これに限定されない」の文言が含まれているか否かに関わらず、当該文言が続くものとみなされます。条項その他の見出しは、参照を容易にすることのみを目的としており、規定の意味の解釈に使用されることはありません。本規約で定められた権利及び救済は、累積的であり、適用法に基づき得られるその他の権利及び救済に追加されるものであり、これらに代わるものではありません。

21.4 オートデスク関係者、準拠法、及び紛争解決

お客様の主たる事業所がどこにあるか (又はお客様が個人の場合、お客様がどこに居住しているか) に応じて、本規約は、お客様と下記に定めるオートデスク関係者との間で締結されます。本規約 (両当事者の権利、義務、及び請求を含む) の準拠法は、下記に規定するとおりとなります。同様に、本規約の違反、履行、解除、執行、解釈、又は有効性を含み (契約、不法行為、無過失責任、競争法その他に基づくかを問わない)、かつ本規約の紛争解決規定の範囲又は適用性の判断を含む、本規約から生じ又はこれに関係する紛争、請求、又は論争は、法律に基づき、指定区域において、かつ下記に規定する紛争解決プロセスにより最終的に決定されます (「国 / 裁判管轄規約」条項 (第23条) で規定する場合を除く)。

お客様の主たる事業所 (又はお客様が個人の場合、お客様の居住地)	「オートデスク関係者」の言及は、以下のオートデスク事業体を指す。	準拠法	紛争解決のための排他的裁判管轄 / 裁判所
米国	Autodesk, Inc. デラウェア州法人	(i)カリフォルニア州法、及び(ii)米国の連邦法がカリフォルニア州法に優先して適用される限りにおいては米国の連邦法	(i)サンフランシスコにおけるカリフォルニア北部地区連邦地方裁判所、又は (ii)マリン郡のカリフォルニア州上級裁判所
中国本土、香港、及びマカオ	Autodesk, Inc. デラウェア州法人	香港の法律	仲裁の通知が提出された時点で有効な、香港国際仲裁センター

			(HKIAC) が管理する仲裁規則に基づき、HKIACが香港において3名の仲裁人の面前で執行する仲裁
欧州、中東、又はアフリカ	Autodesk Ireland Operations Unlimited Company アイルランド法人	アイルランドの法律	アイルランドの裁判所
アジア、オセアニア、又はアジア太平洋地域 (中国本土、香港、及びマカオを除く)	Autodesk, Inc. デラウェア州法人	シンガポールの法律	シンガポールの裁判所
上記以外の国又は地域	Autodesk, Inc. デラウェア州法人	(i)カリフォルニア州法、及び(ii)米国の連邦法がカリフォルニア州法に優先して適用される限りにおいては米国の連邦法	(i)サンフランシスコにおけるカリフォルニア北部地区連邦地方裁判所、又は(ii)マリン郡のカリフォルニア州上級裁判所

お客様は、提供物その他に関して、本規約（追加規約、特別規約、オートデスク個人情報保護方針、その他の適用され得る規約を含む）に起因し又はこれに関係する紛争が生じた場合、下記で説明する通知方法で紛争の通知（当該紛争及び関係する文書の説明を含む）を行い、かつ友好的に問題に対処するよう試みる目的で上記に定めるオートデスク関係者と協力することにより、まずはオートデスク関係者と共に非公式で当該紛争を解決するよう努めます。紛争が当該通知を受領してから30日以内に解決できなかった場合、お客様又はオートデスク関係者は、（お客様の主たる事業所又はお客様が個人の場合、お客様の居住地に応じて）上記で類型化した紛争解決のための裁判所において正式な請求を申し立てることができます。

前述に関わらず、オートデスクは、如何なる裁判管轄又は裁判所においても、差止命令による救済その他のエクイティ上の救済（又はそれらと同等なもの）を求めることができます。

21.5 遵守

オートデスクは、お客様及びお客様の使用許諾対象ユーザーによる提供物のインストール、アクセス、及び利用を検証する権利を有します。、当該検証の一部として、オートデスク又はその正式な権限を有する代理人は、15日間の事前通知により、マシンID、シリアル番号、Autodesk ID、およびその他の関連情報を含む、お客様の記録、システム、および設備を、オートデスクが承認する検証ツールを使用して、お客様の施設において調査する権利を有します。

お客様の施設において検証を実施するオートデスクの権利に加え、お客様は当該検証要請から15日以内に、マシンID、シリアル番号、Autodesk ID、及びその他の関連情報など、お客様及びお客様の使用許諾対象ユーザーによる提供物のインストール、アクセス、及び使用に関連する情報を含む、オートデスクが承認した検証ツールを使用したレポートをオートデスクに提供するものとします。

オートデスクがお客様によるインストール、アクセス、又は利用が本規約（追加規約、特別規約、その他の適用され得る規約を含む）と合致しないと判断した場合、お客様は、不履行を是正するために新規のサブスクリプションを直ちに購入し、オートデスクが検証にかかった合理的な費用を支払うものとします。オートデスクは、法律もしくは衡平法で得られるその他のあらゆる救済方法を求める権利を有します。

21.6 不可抗力

いずれの当事者も、天災、地震、火災、洪水、制裁、禁輸、ストライキ、工場閉鎖、その他の労働者の騒乱、市民暴動、サプライヤ若しくはライセンサーの不履行、利用不可、若しくは遅延、暴動、テロ行為、その他の悪意ある行為、若しくは犯罪行為、戦争、インターネット若しくは第三者のインターネット接続若しくはインフラの障害若しくは中断、停電、民間人及び軍事当局の行為、並びに天気擾乱（以下「不可抗力」）を含む、予期せぬ事態又は自己の合理的な支配を超える事由を原因とする範囲で、遅延、不履行について責任を負いません。影響を受けた当事者は、相手方当事者に対し、不履行について速やかな書面による通知を行い（可能な場合）、かつその履行において結果として生じた遅延を制限するよう合理的な努力を行います。

21.7 輸出

お客様は、提供物の取得、アクセス、又は利用を行う場合、米国、及びお客様又はお客様のコンテンツに適用される法律を管轄するその他の国の輸出管理及び国際商取引に関する法規制を遵守しなければなりません。お客様は、米国が制裁措置を取る地域内から又はお客様が米国政府の制限当事者リストに掲載される場合、提供物のアクセス又は利用を行ってはなりません。お客様は、米国が制限する最終用途のために提供物の取得、アクセス、若しくは利用、又は第三者による提供物の取得、アクセス、若しくは利用の許可を行う前に、米国政府その他が要求する承認を得なければなりません。制限される最終用途には、核兵器、化学兵器、若しくは生物兵器、又はそれらを運ぶことのできるミサイルシステムに関する研究を含みますがこれに限定されません。お客様は、軍事情報を構成し、又は武器国際取引に関する規則（以下「ITAR」）若しくは外国のこれと同等のものの対象となるコンテンツ又は素材（お客様のコンテンツを含む）をアップロード又はその他の方法でオートデスクに提供してはなりません。お客様は、お客様の地域から米国へ又は米国からお客様の地域へ合法的に移転できないコンテンツ又は素材をアップロード又はその他の方法でオートデスクに提供してはなりません。お客様は、米国その他の適用法に基づきお客様のコンテンツ、その他のコンテンツ、又は素材を合法的に受領することができない国、事業体、その他の当事者に対しそれらを提供するために、提供物を利用してはなりません。

21.8 政府

お客様が米国の連邦政府またはその他の政府機関である場合、本第21.8条が適用されます。提供物は米国連邦政府規則集第48巻第2.101条および同第252.227-7014(a)(1)条で定義されている「商用コンピュータソフトウェア」であり、この用語は同第12.212条および第227.7202条で使われており、サービスの場合は第2.101条で定義されている「商用サービス」です。提供物及び関連するドキュメントは、お客様および使用許諾対象ユーザーに対して、本規約に従って、また他のオートデスクの全顧客及びそれらの使用許諾対象ユーザーに対して本規約に従って付与される権利のみを伴って、お客様自身が使用し、又はお客様の代理として使用されるために提供されています。本一般規約は、政府機関である顧客及び使用許諾対象ユーザーに適用されますが、限定的な例外として、お客様の法域の法律によって本規約の条件を承諾することが禁止されている場合はその限りではありません。本規約の規定又は条件が前述のように禁止されている場合は、その限りにおいて、かかる規定又は条件は、その文言に対して最大限の効力を与えながらも、適用される法律に合致するために合理的に必要な範囲に限定して、変更されたとみなされるものとします。

21.9 譲渡

お客様は、オートデスクの事前の書面による同意を得ず、本規約、又は本規約に基づくお客様の権利若しくは義務を（法の運用その他によってかを問わず）、譲渡又はその他の方法で移転することができず、お客様が、オートデスクの書面による同意を得ずに、その他の者又は事業体により買収され、又は支配されるよう

になった場合（株式の取得、合併、その他の取引によってかを問わない）、オートデスクは、本規約（本規約に基づくお客様の権利を含む）を解除することができます。オートデスクは、（お客様の同意又はお客様への通知なく）組織再編、合併、資産の売却、又は提供物若しくは関連事業の全て若しくは一部を伴うその他の取引の一部として、本規約を譲渡又はその他の方法で移転することができます。

21.10 権利の非放棄

本規約の規定を執行又は行使しなかったとしても、当該規定の放棄とはなりません。ただし、当該放棄が書面で規定され、放棄を主張する当事者の相手方当事者により署名が行われた場合を除きます。

21.11 分離独立性の原則

本規約の規定が、適用法に基づき執行不能であると判示された場合かつその限りにおいて、(i)当該規定は、適用法に適合するが本規約に定める両当事者の意図に最大限配慮した形で効力を与えるのに合理的に必要な範囲で改正されたとみなし、かつ(ii)当該規定は、執行不能と判示された裁判管轄に関する限り無効であり、その他の裁判管轄における執行可能性に影響を与えることはありません。

21.12 通知

お客様によるオートデスクへの通知は、Autodesk, Inc., The Landmark @ One Market, Suite 400, San Francisco, California 94105, USA, Attention: Chief Legal Officer（最高法務責任者）宛てに郵便又は配送サービスにより送付します。当該通知は、オートデスクが受領した時点で効力を生じます。

本規約（追加規約又は特別規約を含む）に明示的な別段の定めがない限り、オートデスクによるお客様への通知は、(i)お客様のアカウントに関連付けられる登録された電子メールアドレス宛ての電子メールにより、(ii)お客様のアカウントへの掲載により、(iii)提供物内に掲載することにより（例えば、提供物内の通知機能若しくはサインイン通知を通じて）、(iv)お客様のアカウントに関連する所在地宛ての郵便若しくは配送サービスにより、又は(v)その他、お客様への当該通知に伴う方法としてオートデスクが合理的であるとみなす方法により行われます。オートデスクからお客様への通知は、(a)電子メールによる通知の場合、送信されてから1日後、(b)その他の通知の場合、掲載又は送付されてから5日後に効力を生じます。お客様は、適用法で許可された場合、お客様の顧客情報フォームに記載された所在地（又は顧客情報フォームが提供されていない場合、オートデスクが認識するお客様の最新の所在地）宛てに送付された書留郵便により、通知の送達がお客様に対して効力を生じることに、本規約により同意します。

21.13 完全合意

（参照により本規約に組み込まれる）個人情報保護方針、追加契約、及び特別規約を含む本規約は、本規約の主題に関するお客様とオートデスク間の完全合意を構成します（かつ本契約の主題に関する従前又は同時期の合意、議論、連絡、表明、保証、広告、又は了解を統合し、かつこれらに優先します）。

21.14 DMCA

1998年デジタルミレニアム著作権法（以下「DMCA」）に基づき、インターネット上の素材が米国著作権法上自己の権利を侵害していると考えられる著作権所有者には救済手段が与えられます。お客様がオートデスクにより又はこれを通じて提供された素材がお客様の著作権を侵害すると誠実に考える場合、お客様（又はお客様の代理人）は、オートデスクが当該素材を除去し又はこれに対するアクセスを遮断することを求める通知をオートデスクに送付することができます。お客様が、何者かが不正にお客様に対する著作権侵害通知を提出したと誠実に考える場合、DMCAによりお客様はオートデスクに異議申立書を送付することが許されます。侵害申立書及び異議申立書は、DMCAが課す最新の法廷要件を満たさねばなりません。詳細については、<http://www.copyright.gov/>を参照してください。侵害申立書及び異議申立書は、以下宛てに送付する必要があります。

Copyright Agent
Autodesk, Inc.
The Landmark @ One Market, Suite 400
San Francisco, CA 94105 USA
E-mail: copyright.agent@Autodesk.com
Tel: +1 (415) 507.5000
Fax: + 1 (415) 507.6128

オートデスクは、お客様が侵害申立書又は異議申立書を提出する前にお客様の法律顧問に相談することを推奨します。

22. 定義

使用許諾対象ユーザーとは、(i)お客様（お客様が個人の場合）並びに(ii)お客様による提供物のサブスクリプション取得の対象者である特定の個人（お客様の個別の従業員、コンサルタント、及び契約社員、及び提供物のアクセス及び利用を行うその他の個人等）をいいます。提供物によりお客様が当該提供物の使用許諾対象ユーザーを指定することを許可された場合、お客様は、当該使用許諾対象ユーザーが当該提供物のアクセス及び利用を行う前に、当該ユーザーによるアクセス及び利用に対する本規約の適用に関して、当該ユーザーへ通知を行い、かつ当該ユーザーから同意を得ることについて責任を負います。

オートデスクとは、（米国）デラウェア州法人である Autodesk, Inc. 並びにその子会社及びその他の関連会社をいいます。

オートデスク当事者とは、「オートデスク関係者、準拠法、及び紛争解決」（第 21.4 条）と題する条項に明記される特定のオートデスク事業体をいいます。

特典とは、オートデスクによりお客様又はお客様の使用許諾対象ユーザーに提供される特典をいいます。特典は一般的に、お客様が契約した提供物のレベル又はタイプに基づいています。特典には、アップデート及びアップグレードへのアクセス、前バージョンに対する権利、追加的なソフトウェア又は Web サービス、トライアルバージョン、API、グローバル使用権、海外持ち出し特典、技術サポート、研修、オンラインセミナー、フォーラム、イベント、ギャラリー、ニュースレター、並びに利用データが含まれる場合があります。特典にはまた、シングルサインオン、並びにお客様のプロファイル、セキュリティ設定、リンクされたアカウント、及び環境設定の管理等のアカウントの特典が含まれる場合があります。

秘密情報とは、(i)開示当事者により受領当事者へ書面で提供又は開示され、かつ(ii)開示当事者により書面で機密として指定された、公知ではない情報をいいます。オートデスクの秘密情報にはまた、(i)提供物及び関連する製品計画、技術、その他の技術情報、並びに(ii)商談に関する非公開の側面が含まれます。とはいえ、秘密情報には、(a) (1)開示当事者に対して負う義務に違反することなく公知となり、(2)開示当事者に対して負う義務に違反することなく（かつ開示当事者に対して機密保持義務を負うことなく）開示当事者から受領する前に受領当事者が知得しており、(3)開示当事者に対して負う義務に違反することなく（かつ開示当事者に対して機密保持義務を負うことなく）第三者から受領し、若しくは(4)受領当事者が独自に開発した情報、(b)お客様が提供物を通じて、第三者に送付し若しくは第三者がアクセスすることを許可したお客様のコンテンツ、又は(c)フィードバックが含まれません。

顧客情報フォームとは、お客様により又はお客様に代わり記入され、かつお客様のアカウント、サブスクリプション、その他提供物に関連して、直接又は間接的に、オートデスク（又は再販売業者）に提出されたフォームをいいます。

ドキュメントとは、エンドユーザードキュメント（オンライン文書、印刷文書、その他の文書を含む）及び提供物に関して技術的又は法的に要求されるものをいいます。

電子機器とは、(i)コンピュータ（デスクトップ、ラップトップ、又はタブレットかを問わない）、(ii)ネットワーク接続を通じアクセスされない仮想マシン、及び(iii)モバイル機器をいいます。

政府機関とは、国家又は政府（アメリカ合衆国の連邦政府、州、自治体若しくはその他の政治的下部組織を含みます）、団体、機関、委員会、部門、省庁、局若しくは裁判所（政府の、若しくは政府に関連する執行、立法、司法、規制又は行政機能を行使するか否かを問いません）、及びその職員又は官吏を意味します。

ライセンスタイプとは、サブスクリプションに関してオートデスクが定めるライセンスタイプ（例えば、シングルユーザー又はマルチユーザー）をいいます。ライセンスタイプは、**サブスクリプションタイプ** (<https://www.autodesk.com/company/terms-of-use/jp/subscription-types>) です。

メトリックとは、提供物のアクセス及び利用（お客様によるアクセス及び利用を含む）に関するデータその他の情報をいいます。メトリックには、特長、機能、保存、及びインデックスの利用に関する情報、並びにお客様のコンテンツの利用、ボリューム、タイプ、保存、及び処理に関する情報（お客様のコンテンツ自体ではない）が含まれます。メトリックに個人情報が含まれる場合、当該個人情報の取り扱いは、**個人情報保護方針** (<https://www.autodesk.com/company/legal-notices-trademarks/privacy-statement-jp>) に従います。

提供物とは、オートデスクが提供するソフトウェア、Web サービス、その他の特典、及び当該品目のサブスクリプションをいいます。提供物には、無償その他のソフトウェアのトライアルバージョン、Web サービス、その他の特典が含まれます。

提供物 IDとは、提供物の名称、ライセンスタイプ又は Web サービスタイプ、並びに使用許可数、お客様のサブスクリプションの地域及び期間を定める（該当する場合）オートデスクによる1つ以上の指定をいいます。提供物 ID は、(i)オートデスクによりお客様に対して発行され、お客様のアカウントに掲載され、電子メールにより送信され、物理的に引き渡され、若しくはその他の方法でお客様に提供される確認書その他の通知に示され、(ii)ソフトウェアがお客様に引き渡された場合、ソフトウェア内、若しくはオートデスクの梱包上若しくは梱包に付され、又は(iii)要請に応じてオートデスクから取得される場合があります。提供物 ID には、再販売業者その他の第三者により提供される記号表示、確認書、梱包、その他の文書は含まれません。

出力とは、全ての成果物、作業生産物、設計、原型、又は提供物の利用により又はこの利用を通じて作成又は生成されたその他の品目をいい、当該成果物、作業生産物、設計、原型、その他の品目に基づき又はこれを使用する製品、部品、又はサービスを含みます。

ソフトウェアとは、サブスクリプションの一部として提供されたか否か、有償、無償問わず、オートデスクが提供したモジュール、コンポーネント、特長、及び機能を含む、ソフトウェア等の素材をいいます。

規約（「本規約」を含む）とは、本一般規約及び本一般規約で参照されるその他の規約をいい、これには特別規約、オートデスク個人情報保護方針、及び追加規約（該当する場合）、並びにその他の適用され得る規約が含まれます。

地域とは、お客様がお客様のサブスクリプションを取得した国又は裁判管轄区域をいいます。オートデスクは、提供物 ID において適用される地域を示す場合があります。地域の定義に関する追加情報については、「国 / 裁判管轄規約」条項（第 23 条）を参照ください。お客様およびお客様の使用許諾対象ユーザーは、

特定のサブスクリプションの特典に従って、対象地域外でお客様のサブスクリプションを利用することができる場合があります（サブスクリプションの特典を参照）。

トライアルバージョンは、「トライアルバージョン」条項（第12条）で定める意味を有します。

アップデートとは、オートデスクによりお客様に提供されかつアップデートを構成するとオートデスクが判断した場合、セキュリティフィックス、ホットフィックス、パッチ、その他のアップデート（アップグレードの間にリリースされる新たな特長、新機能、その他の改変を含む）をいいます。

アップグレードとは、オートデスクによりお客様に提供されかつアップグレードを構成するとオートデスクが判断した場合、提供物の新バージョン、又は提供物に対するアドオン若しくは提供物に関連する追加製品をいいます。

Web サービスとは、サブスクリプションの一部として提供されたか否か、有償、無償問わず、オートデスクが提供する Web 又はクラウドベースのサービスをいいます。

Web サービス タイプとは、サブスクリプションについてオートデスクが規定する Web サービスのタイプをいいます。Web サービス タイプは、**サブスクリプションタイプ** (<https://www.autodesk.com/company/terms-of-use/jp/subscription-types>)に規定されます。

お客様のコンテンツとは、(i)お客様又はお客様の使用許諾対象ユーザーにより、提供物へ提出又はアップロードされたファイル、設計、モデル、データセット、画像、文書等の素材、及び(ii)お客様自身の生データ又は未加工情報に基づく提供物の利用から生成されるお客様の具体的な出力をいいます。

23. 国 / 裁判管轄規定

本規約における他の規約にかかわらず、お客様の主たる事業所（又はお客様が個人の場合、お客様の居住地）が、下記に明記する国又は裁判管轄である場合、当該国又は裁判管轄については、下記で定める規約がお客様に適用されます。

23.1 欧州連合（EU）加盟国

お客様が欧州連合（EU）又は欧州自由貿易連合（EFTA）の加盟国においてお客様のサブスクリプションを取得した場合、当該サブスクリプションについて適用される「領土」は、EU及びEFTAの全ての国々となります。

お客様の主たる事業所（又はお客様が個人の場合、お客様の居住地）がEUの加盟国である場合において、お客様と第三者の間に加盟国における提供物の利用に関する訴訟手続きが存在するときは、(i)お客様は、当該訴訟手続きについて速やかに書面でオートデスクに通知し、かつ(ii)オートデスクが書面で要請する場合を除き、お客様は当該訴訟手続きに関する第三者の通知をオートデスクに送達しません。

さらにお客様が、消費者としてAutodesk Ireland Operations Unlimited Company（以下「オートデスク アイルランド」）と契約を締結しており、かつEU加盟国である国に居住しているときは、以下が該当します。

(i) 準拠法としてアイルランドの法律を選択しても、お客様の居住する国の法律に基づきお客様に付与され、契約によって適用を排除できない保護が、お客様から奪われることはありません。オートデスク アイルランドは、お客様が居住する国の裁判所においてのみ、お客様に対して提供物に関する訴訟を提起することができ、お客様は、アイルランドの裁判所又はお客様が居住する国の裁判所のいずれかで、オートデスク アイルランドに対して提供物に関する訴訟を提起する権利を有します。いずれの場合でも、お客様及びオートデスク アイルランドは、本規定に従い本訴請求が係争中となっている裁判所において、反訴を提起する権利を有します。

(ii) オートデスクが本規約を譲渡又はその他の方法で移転した場合、オートデスクは、当該譲渡その他の移転が本規約に基づくお客様の権利を毀損しないことを保証します。お客様は、お客様による本規約並びに本規約に基づくお客様の権利及び義務の譲渡その他の移転につき、オートデスクに同意を求めることができます。オートデスクによる当該同意は、譲受人が本規約を遵守し、お客様が引き続き当該遵守について責任を負い、かつお客様が今後、提供物（提供物の機能を含む）のアクセス又は利用を行わないことについてお客様が証明することを条件とします。

(iii) 本規約の「完全合意」条項（第21.13条）に関わらず、当該条項は、(a)オートデスクがお客様に対し行った提供物に関する自発的な発言における虚偽の陳述で、お客様が提供物の購入にあたり依拠したもの又は(b)お客様が居住する国の法律により、オートデスクが提供物購入前のお客様に提供しよう要求される、提供物に関する契約締結前情報の提供不履行についてのオートデスクのお客様に対する責任を排除しません。

また、本規約のいずれも、(1) オートデスクの過失から生じた死亡又は人身傷害に対するオートデスクの責任、又は(2)EU加盟国の制定法に基づく製品に対する制定法上の責任を制限又は排除を意味するものではありません。

さらに、本規約における領土に関する制限に関わらず、本規約は、適用法により明示的に許可された国境を越えるアクセス又は利用（EUのある加盟国における、EUの別の加盟国で購入された提供物のアクセス又は利用等）を制限しません。

23.2 Australia

以下の規定は、お客様の状況に応じてお客様に適用される場合があります。

当社の製品は、オーストラリアの消費者法に基づき排除することができない保証が付されます。お客様は、重大な不具合に対する交換又は払い戻し及びその他の合理的に予見可能な損失又は損害の補償を受ける権利を有します。お客様はまた、製品が許容できる品質でなく、かつ不具合が重大な不具合でない場合には、製品の修理又は交換を受ける資格があります。

提供物に関連する、法に基づくお客様のその他の権利及び救済に加え、合法的に購入された提供物には、本規約に定める90日間の限定的保証も付されます。オーストラリアの顧客に対する保証は、主たる事業所を Level 5, Building C, 11 Talavera Road, Macquarie Park, New South Wales, Australia に有するオーストラリア法人である Autodesk Australia Pty Ltd により提供されます。提供物がお客様への引渡し後の90日の期間に、ドキュメントで説明される一般的特長及び機能を備えていない場合、(+61) (0) 2 9844 8000まで電話でご連絡の上、お客様の製品の詳細、シリアル番号、購入場所、不具合の詳細、及びお客様の返品に関する連絡先詳細をお知らせください。

オートデスクは、ユーザーエラーについて責任を負いませんが、当該問題を（該当する場合）サポートを提供する再販売会社に委託する場合があります。お客様は、当社がその時点でお客様に提供する送付先に、お客様自身の費用で、提供物を返品するよう求められる場合があります。

本規約の他の規定に関わらず、提供物がオーストラリアにおける競争・消費者法、その他の適用法（以下「オーストラリア法」）の義務的な保証の対象となる場合において、当該オーストラリア法によりオートデスクがこれらの保証の違反に対する自己の責任を制限することが認められるときは、当該保証の違反に対するオートデスクの責任は、オートデスクの判断で、該当する提供物の修理、交換、若しくは再実施（又はこれを行うための費用）に限定されます。

23.3 中国本土、香港、マカオ、台湾

お客様が中国本土でサブスクリプションを取得した場合、当該サブスクリプションの「領土」は中国本土となります。同様に、お客様が香港でサブスクリプションを取得した場合、当該サブスクリプションの「領土」は香港となり、お客様がマカオでサブスクリプションを取得した場合、当該サブスクリプションの「領土」はマカオとなります。お客様が台湾でサブスクリプションを取得した場合、当該サブスクリプションの「領土」は台湾となります。
